

福島市食品ロス削減マイスター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が食品ロス削減に関する専門的・実践的な知識を学び、食品ロス削減マイスター(以下「マイスター」という。)の認定を通して食品ロス削減に関する意識の醸成を図るとともに、市内で行われる食品ロス削減に関する学習会、講演会又は実践教室等(以下「学習会等」という。)において啓発活動を行うことで、市民自らが行う食品ロス削減活動の活性化及びごみの減量に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)マイスター 食品ロス削減に関する知識を有し、ごみ減量に積極的に取り組む者であって、第4条の規定に基づき認定された者をいう
- (2)育成講座 マイスターを認定するため福島市が開催する福島市食品ロス削減マイスター育成講座をいう

(育成講座を受講できる者)

第3条 育成講座を受講できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)福島市内に在住している者
- (2)食品ロス削減に関する知識や実践活動を普及する意欲のある者

(マイスターの認定及び称揚)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をマイスターとして認定し、認定証(様式第1号)を授与し、称揚するものとする。

- (1)食品ロス削減に関する専門的・実践的な知識を習得し、育成講座を修了した者
- (2)福島市が行う認定テストにおいて、7割以上正解した者

(育成講座受講の申し込み及び育成講座費用の負担)

第5条 育成講座の受講にあたっては、福島市オンライン申請を通じて申し込むものとし、受講費用は無料とする。ただし、育成講座を受講するために要する交通費その他の費用は受講者の負担とする。

(マイスターの活動)

第6条 マイスターは、第1条の目的を達成するため、学習会等において次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1)食品ロス削減に関する学習会における講師
- (2)食品ロス削減を目的とした調理法(以下「エコクッキング」という。)の伝授
- (3)その他市長が必要と認める活動

2 マイスターの活動を希望する学習会等の主催者(以下「主催者」という。)は、原則として学習会等を開催する1か月前までに、申請書(様式第2号)に必要書類を添え、市へ提出しなければならない。ただし、ふくしま市政出前講座(以下「出前講座」という。)を通じマイスターの活動を希望する場合は、出前講座実施要綱の定めに従い手続きを行うものとする。

3 市は前項の申込があった場合は、活動の採否を決定し速やかに主催者に通知するとともに、マイスターへ通知書(様式第3号)を送付しなければならない。

4 マイスター自らが第6条第1項に定める活動を行う場合は、事前に申出書(様式第4号)を提出しなければならない。

(学習会等)

第 7 条 マイスターが活動する学習会等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)食品ロス削減に関する知識やその実践を行う目的で開催され、マイスターが主たる役割を担うものであること
- (2)市内において、概ね 10 名以上の市民を対象に開催されるものであること
- (3)参加費等の名目で費用を徴収する場合、営利目的ではなく社会通念上適正であること
- (4)政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものではないこと

2 学習会等の主催者(以下「主催者」という。)は、市からの要請に基づき市の広報活動に協力しなければならない。

(マイスター活動に要する費用)

第 8 条 マイスターの活動はボランティアとする。ただし、主催者から謝礼金や交通費等の支払いの申し出があった場合にはこの限りではない。

(実施報告)

第 9 条 主催者は、学習会等の終了後速やかに報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(マイスターの認定取り消し)

第 10 条 マイスター本人の言動や行動により社会通念上著しくその職にふさわしくないと市長が認めた場合は、市長は認定の取り消し又は活動の停止をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、マイスターに関し必要な事項は別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 福島市食品ロス削減マイスター認定実施要綱は廃止する。